

事業者様向け

ドローン総合補償プランのご提案

＜動産総合保険・施設所有(管理)者賠償責任保険＞

MS&AD

三井住友海上火災保険株式会社

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は当社業務に関し、格別のお引立を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、小型無人ヘリコプター、いわゆるドローンは、農薬散布、航空写真撮影、災害調査、警備または設備・工事現場等の点検・測量等、さまざまな業務に利用されており、産業利用・公共利用ともに、今後その用途の一層の拡大と飛躍的な普及が見込まれます。

一方で、ドローンの利用には、落下や衝突等により、機体自体の損壊リスクのみならず、第三者への賠償責任リスクが伴います。

そこで当社では、事業者の皆さまの、ドローンの業務利用を取り巻くリスクに対するソリューションとして、「ドローン総合補償プラン」をご提案いたします。

以下、概略をご説明申し上げますので、ご検討のうえ、是非ともご採用賜われますようお願い申し上げます。

敬 具

(※)この提案書では、無人ヘリコプター、小型無人機、ラジコンヘリ、マルチコプター等様々な名称で呼ばれるものを「ドローン」と総称しています。

- 1. ドローンの業務利用を取り巻くリスク … P3
- 2. ドローン総合補償プランの概要 … P4
- 3.-① 機体の損害等＜動産総合保険＞ … P5、6
- 3.-② 第三者への賠償責任リスク＜施設所有(管理)者賠償責任保険＞ … P7～9
- 4. 保険料例 … P10

1. ドローンの業務利用を取り巻くリスク

立ちどまらない保険。

MS&AD

三井住友海上

ドローンの業務利用には、主に以下のようなリスクが伴います。

リスクの種類		事故事例
機体に関するリスク	機体の損壊	● 強風により操作不能に陥り、地面に墜落し、機体が大破した。
		● 操縦ミスにより崖に衝突し、機体が損壊した。
		● 飛行中に落雷を受け、機体が破損した。
	盗難	● 倉庫に保管中のドローンが、盗難にあった。
第三者への損害賠償に関するリスク	対人賠償	● 電池切れにより落下した機体が、歩行者を直撃し、ケガをさせた。
	対物賠償	● 操縦ミスにより機体が民家に衝突し、屋根を壊した。
	人格権侵害	● ドローンで増改築を計画しているマンションを撮影中に、個人の住居内の様子までを撮影してしまい、住民からプライバシーを侵害したとして訴えられた。

これらのリスクヘッジの手段として、ドローン総合補償プランのご検討をおすすめします。

2. ドローン総合補償プランの概要

立ちどまらない保険。

MS&AD

三井住友海上

「ドローン総合補償プラン」は、ドローンを業務に使用される皆さまが抱えるさまざまなリスクを総合的に補償するプランで、「動産総合保険」と「施設所有(管理)者賠償責任保険」で構成されています。

リスク	機体に関するリスク	第三者への賠償責任リスク
保険商品	動産総合保険	施設所有(管理)者賠償責任保険
補償する損害	墜落や空中での他物との衝突、落雷などの偶然な事故によってドローンに生じた財物損害	ドローンの所有、使用または管理に起因して、業務活動上の不注意で発生した偶然な事故により、他人に身体障害や財物損壊を与えた場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
保険の対象となるドローン	次の条件を満たす事業用のドローン ①総重量(燃料や薬剤、装備品等をすべて搭載した状態での重さをいいます。)150キログラム未満かつ保険金額が10万円以上 ②使用用途が事業用(趣味、レジャー、スポーツ、競技、軍事目的で使用されない。) ③過去3年間に落下事故等、このプランで補償する事故の罹災歴がない(ただし、更改契約を除きます。)	業務に使用するドローン (※)趣味や日常生活で使用するものや、人が搭乗する航空機等は除きます。
被保険者	ドローンの所有者	貴社
保険金額または支払限度額	ドローンの再調達価額(新価)とします。	ご契約時に支払限度額を設定いただきます。
保険期間	1年間	

3-①. 機体の損害等 <動産総合保険>

立ちどまらない保険。

MS&AD

三井住友海上

保険金をお支払いする主な場合

詳細は動産総合保険普通保険約款・特約等をご覧ください。

墜落や空中での他物との衝突、落雷など偶然な事故によってドローンに生じた財物損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合

詳細は動産総合保険普通保険約款・特約等をご覧ください。

- 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
 - 戦争、外国の武力行使、内乱等による損害
 - 地震、噴火、津波による損害
 - 直接であると間接であるを問わず、保険の対象の摩耗、使用による品質もしくは機能の低下、虫害、ねずみ食いまたは性質によるむれ、かび、変質、変色、さびもしくは腐蝕によって生じた損害
 - ローターまたはブレードに単独に生じた損害
 - 保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業中の過失または技術の拙劣によって生じた損害
 - 燃料不足、機体および通信機器類のバッテリー不足またはエンジンオイル不足によって生じた損害
 - 保険の対象の改造によって生じた損害
 - 操縦中に保険の対象が行方不明になったことによって生じた損害
 - 保険の対象が日本国の法令に違反して使用されている間に生じた損害
 - 外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
 - 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ(崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。)*落石等の水災によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害
 - 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
 - 日本国外で生じた事故による損害
- 等

保険の対象【財物損害の契約対象】

詳細は動産総合保険普通保険約款・特約等をご覧ください。

以下の条件を満たす事業用のドローンについて、保険の対象とすることができます。

- ① 総重量(燃料や薬剤、装備品等をすべて搭載した状態での重さをいいます。)150キログラム未満かつ保険金額が10万円以上であること
- ② 使用用途が事業用であること(趣味、レジャー、スポーツ、競技、軍事目的で使用されないこと)
- ③ 過去3年間に落下事故等、このプランで補償する事故の罹災歴がないこと(更改契約を除きます。)

3-①. 機体の損害等 <動産総合保険>

立ちどまらない保険。

MS&AD

三井住友海上

保険金額の設定

保険金額は保険の対象の新価(再調達価額)を基準に設定します。

オプション特約

次のオプション特約を用意しており、リスク実態・負担可能なコストに応じてオリジナル商品設計が可能です！

○縮小支払特約 ○免責金額特約

お支払いする保険金等

詳細は動産総合保険普通保険約款・特約等をご覧ください。

損害保険金

損害保険金＝(損害の額^(注1)－免責金額)×保険金額^(注2)/保険価額

ただし、復旧を行わなかった場合は、時価支払額によって損害保険金を支払います。

(注1)損害の額は、再調達価額に基づいて算出します。保険の対象を修理することができるときには、その損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価格を限度とし、次の算式によって算出した額とします。

修理費－修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価格＝損害の額

(注2)保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

臨時費用保険金

損害保険金×10%(1回の事故につき50万円が限度)をお支払いします。

残存物取片づけ 費用保険金

実費(損害保険金×10%が限度)をお支払いします。

修理付帯費用保険金

火災、落雷、破裂・爆発により損害が生じた結果、復旧にあたり、保険会社の承認を得て実際に支出した必要かつ有益な費用^(注)(1回の事故につき1敷地内ごとに保険金額(保険の対象の保険価額もしくは支払限度額)の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度)をお支払いします。

(注)代替物の貸借費用等をいいます。ただし居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。

損害防止費用

事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用をお支払いします(ただし損害保険金とあわせて保険金額が限度となります。)

権利保全行使費用

当社が取得する権利^(注)の保全および行使に必要な手続のために支出した費用をお支払いします。

(注)損害が生じたことにより被保険者が取得した損害賠償請求権その他の債権をいいます。

3-②. 第三者への賠償責任リスク

<施設所有(管理)者賠償責任保険>

立ちどまらない保険。

MS&AD

三井住友海上

保険金をお支払いする主な場合

詳細は賠償責任保険普通保険約款・特別約款・特約等をご覧ください。

ドローンの所有、使用または管理に起因して、業務活動上の不注意によって発生した偶然な事故により、他人の生命や身体を害し、または他人の財物を滅失、破損もしくは汚損した場合に、貴社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合

詳細は賠償責任保険普通保険約款・特別約款・特約等をご覧ください。

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任
- 戦争、内乱もしくは暴動または労働争議等に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する損害賠償責任
- 被保険者の占有を離れた商品等に起因する損害

等

主なオプション特約

詳細はそれぞれの特約をご覧ください。

多様なオプション特約を用意しており、リスク実態・負担可能なコストに応じてオリジナル商品設計が可能です！

○ 初期対応費用補償特約 ○ 訴訟対応費用補償特約 ○ 人格権侵害補償特約

等

3-②. 第三者への賠償責任リスク

<施設所有(管理)者賠償責任保険>

立ちどまらない保険。

MS&AD

三井住友海上

お支払いの対象となる損害 ①

詳細は賠償責任保険普通保険約款・特別約款・特約等をご覧ください。

① 損害賠償金

法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)

② 損害防止費用

事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

③ 権利保全行使費用

発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用

④ 緊急措置費用

事故が発生した場合の緊急措置(被害者の応急手当等)に要した費用

⑤ 協力費用

当社が発生した事故の解決に当たる場合、当社へ協力するために要した費用

⑥ 争訟費用

損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

支払限度額

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{①損害賠償金の額}}{\text{支払限度額}}$$

「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に当社の同意を要しますので、必ず当社までお問い合わせください。

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

お支払いの対象となる損害 ②

詳細は普通保険約款・特別約款・特約等をご覧ください。

初期対応費用 (オプション)

損害の原因と規定されている事由に起因して、事故が発生した場合において、被保険者が緊急的対応のために要した次のいずれかに該当する費用であって、損害の防止軽減または事故による被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について有益かつ必要と当社が認めた次に掲げる費用

- a. 事故現場の保存に要する費用
- b. 事故現場の取片付けに要する費用
- c. 事故状況または原因を調査するために要した費用
- d. 事故の調査を目的として被保険者の使用人を事故現場に派遣するために要する交通費、宿泊費または通信費等の費用

訴訟対応費用 (オプション)

争訟費用が保険金として支払われる場合に、日本国の裁判所に提起された訴訟に関連して被保険者が現実に支出した通常要する費用であって、争訟の解決について有益かつ必要と当社が認めた次の費用

- a. 被保険者の使用人の超過勤務手当、交通費、宿泊費または臨時雇用費用
- b. 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用
- c. 被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発等を目的とする実験費用等を含みません。

人格権侵害 (オプション)

損害の原因と規定されている事由に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

- a. 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀(き)損
- b. 口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀(き)損またはプライバシーの侵害

4. 保険料例

立ちどまらない保険。

MS&AD

三井住友海上

保険料例(ドローン1機あたり)は、あくまで一例です。実際の保険料は、告知内容、引受条件などによって異なります。

保険期間	1年間
払込方法	一時払
動産総合保険	保険金額:30万円 免責金額:1万円 縮小支払割合:80% 保険料 約 1.5万円
施設所有(管理)者 賠償責任保険	支払限度額 :1回の事故につき1億円(身体・財物共通) 免責金額 :1回の事故につき1千円 オプション特約 :初期対応費用補償特約 1,000万円(1事故限度額) 訴訟対応費用補償特約 1,000万円(1事故限度額) 人格権侵害補償特約 100万円(1名限度額) 1,000万円(1事故限度額) 保険料 約 2万円